

愛媛県林業用種穂売扱要領

(令和3年12月20日3森第806号)

最終改正(令和5年12月19日5森第842号)

(趣旨)

第1条 この要領は、県が生産した林業用種苗の売扱いに関し必要な事項を定めるものである。

(適用範囲)

第2条 適用範囲は、スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツの種子、スギ、ヒノキの穂木(以下「種穂」という。)とする。

(売扱価格)

第3条 種穂の売扱価格は、知事が別に定める価格とする。

(売扱対象者)

第4条 売扱対象は以下のとおりとする。

- (1) 生産事業者(林業種苗法第10条に基づく登録を受けた者。)
- (2) 認定特定増殖事業者(森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第9条に基づく認定を受けた者。)
- (3) その他知事が認めるもの

(売扱申請)

第5条 売扱申請は次のとおりとする。

- (1) 知事は、売扱対象者に、種穂の売扱について照会するものとする。
- (2) 種穂の売扱を希望する者は、別に定める期日までに知事に売扱申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

(売扱決定)

第6条 知事は、申請書を受理したときはその内容を審査し、申請数量を取りまとめ、必要に応じて品種や数量等の調整を図ったうえ、申請者に売扱数量を通知するものとする。

(種穂の受け渡し)

第7条 種穂は、代金の納入が確認された後に受け渡すものとする。

(変更)

第8条 知事は、売扱決定後、天災その他やむを得ない事情により数量に変動を生じたときは、売扱の変更をすることができる。

(条件)

第9条 売扱を受けた者は、次の条件に従わなければならない。

- (1) 売扱を受けた種穂を他人に譲渡しない。
ただし、特別の理由によりやむを得ず他人に譲渡しようとするときは、譲渡承認願（様式第2号）により知事の承認を得なければならない。
- (2) 苗木生産を行うときは、産地系統を明示し、苗木の銘柄（特定母樹やエリートツリー等）を区別するなど、適切に管理しなければならない。
- (3) 苗木を出荷するときは、種穂の産地等について表示しなければならない。
- (4) 生産した苗木は、県内の需要を優先して販売すること。
- (5) この要領で売り払いを受けた種穂による苗木の生産・販売実績（様式第1号別紙2参照）を報告すること。
- (6) 県が種穂の販売先及び販売量の公表を行うことに了承すること。
- (7) 上記のほか、種苗生産販売等にかかる調査等に協力すること。

附 則 (令和4年12月19日4森第719号)

令和4年度の売扱から適用する。

附 則 (令和5年12月19日5森第842号)

令和5年度の売扱から適用する。

(様式第1号)

愛媛県林業用種穂売扱申請書

愛媛県知事

様

住所

氏名

(会社・代表者名)

生産事業者登録番号

下記のとおり種穂を買い受けたいので、愛媛県林業用種穂売扱要領に規定する事項を承認のうえ申請します。

記

1 売扱希望種穂数量

(1) 種子

スギ	特定母樹	kg
	エリートツリー	kg
	少花粉	kg
	第一世代精英樹	kg
ヒノキ	特定母樹	kg
	エリートツリー	kg
	第一世代精英樹	kg
アカマツ		kg
クロマツ		kg

(2) 穗木

スギ	本
ヒノキ	本

内訳は(別表)のとおり。

内訳は(別表)のとおり。

2 生産予定苗畑等所在地

郡・市

町

(大字)

3 苗木生産・販売計画

別紙1のとおり

4 苗木生産・販売実績

別紙2のとおり

(別紙1)

苗木生産・販売計画

1 苗木生産量

(1) 種子

(単位：千本)

樹種	種別	販売先			合計
		予約販売	未定	自家用	
スギ	幼苗				0
	山行苗	裸苗			0
		コンテナ苗			0
ヒノキ	幼苗				0
	山行苗	裸苗			0
		コンテナ苗			0
アカマツ	幼苗				0
	山行苗	裸苗			0
		コンテナ苗			0
クロマツ	幼苗				0
	山行苗	裸苗			0
		コンテナ苗			0
合計		0	0	0	0

(2) 穗木

樹種	種別	販売先			合計
		予約販売	未定	自家用	
スギ	山行苗	裸苗			
		コンテナ苗			
ヒノキ	山行苗	裸苗			
		コンテナ苗			
合計		0	0	0	

(別紙2)

苗木生産・販売実績

1 苗木生産量

(1) 種子

(単位：千本)

樹種	種別	販売先			合計
		予約販売	予約なし	自家用	
スギ	幼苗				0
	山行苗	裸苗			0
		コンテナ苗			0
ヒノキ	幼苗				0
	山行苗	裸苗			0
		コンテナ苗			0
アカマツ	幼苗				0
	山行苗	裸苗			0
		コンテナ苗			0
クロマツ	幼苗				0
	山行苗	裸苗			0
		コンテナ苗			0
合計		0	0	0	0

(2) 穂木

樹種	種別	販売先			合計
		予約販売	予約なし	自家用	
スギ	山行苗	裸苗			
		コンテナ苗			
ヒノキ	山行苗	裸苗			
		コンテナ苗			
合計		0	0	0	

(様式第2号)

愛媛県林業用種穂譲渡承認願

愛媛県知事 様

住所
氏名
(会社・代表者名)
生産事業者登録番号

下記のとおり種穂を譲渡したいので、愛媛県林業用種穂売扱要領により申請します。

記

1 被譲渡者

所属
住所
氏名
生産事業者登録番号

2 譲渡種穂数量

(1) 種子

スギ	特定母樹	kg
	エリートツリ-	kg
	少花粉	kg
	第一世代精英樹	kg
ヒノキ	特定母樹	kg
	エリートツリ-	kg
	第一世代精英樹	kg
アカマツ		kg
クロマツ		kg

(2) 穗木

スギ	本
ヒノキ	本

内訳は(別表)のとおり。
内訳は(別表)のとおり。

3 譲渡の理由

(別表)

樹種		品種名	希望数量	備考
スギ	少花粉	1 周桑16号		
		2 県姶良20号		
		3 県薩摩5号		
		4 高岡署1号		
		5 県佐伯6号		
		6 県佐伯13号		
		7 高岡2号		
		8 那賀23号		
		9 英田3号		
		10 河北4号		
		11 蘆多3号		
ヒノキ	低花粉	1 上浮穴1号		
		2 周桑9号		
	その他	※具体名を記入		
計			0	
ヒノキ	(等森県選林精拔所英一有樹者)	1 神光2号		
	その他	※具体名を記入		
	計		0	

【契約書様式】

種穂売買契約書

愛媛県（以下「売払者」という。）と（以下「買受者」という。）とは、売払者が収穫した林業用種穂（以下「種穂」という。）を買受者に販売するに当たり、次の条項により売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 売払者及び買受者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買の物件）

第2条 売払者は、その所有する別表1の1に記載する種穂（以下「売買物件」という。）を買受者に売払い、買受者は、これを買い受ける。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（売買代金の納入）

第4条 買受者は、第3条による売買代金を、売払者の発行する納入通知書により、納入通知書に定める納入期限までに納付しなければならない。

（延滞金）

第5条 買受者は、前条の納入期限まで売買代金を納入しなかったときは、当該売買代金の額に、その納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該納付期限が経過した日における法定利率で算定した遅延利息を売払者に支払わなければならない。

（売買物件の引渡し）

第6条 売払者は、買受者が売買代金（前条の規定による延滞金を徴収する場合に当たっては、売買代金及び当該延滞金）を完納した日から別表1の2に定める期間内に、売買物件を別表1の3に規定する場所において買受者の立会の上、買受者に引き渡すものとする。ただし、買受者が立ち会わないときまたは立ち会うことができないときは、売払者が買受者に対し売買物件の引渡しの通知をすることによって売買物件の引渡しを行うものとする。

（受領書の提出）

第7条 買受者は、売買物件の引渡しを受けたときは、直ちに物件受領書を売払者に提出しなければならない。

（所有権の移転）

第8条 売買物件の所有権は、買受者が売買物件の引渡しを受けたときに、買受人に移転するものとする。

（契約不適合責任）

第9条 買受者は、売買物件の引渡しを受けた後、売買物件に数量の不足その他隠れた契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、売買代金の減免もしくは損害賠償の請求またはこの契約の解除をすることができないものとする。

（契約の解除）

第 10 条 売払者は、買受者が次の各号の一に該当する場合には、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 買受者が第 4 条の規定による期限までに売買代金を納付しないときまたはその納付の見込みがないと売払者が認めるとき。
- (2) 買受者が破産者となったとき。
- (3) 買受者が暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）もしくは、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、買受者または買受者の代理人がこの契約に違反したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、買受者は、売払者にその損害の賠償を請求することができない。

（損害賠償）

第 11 条 買受者はこの契約の履行に当たり、買受者の代理人または買受者の使用者の行為により売払者に損害を与えたときは、売払者の査定する金額を損害賠償として売払者に支払わなければならない。

（契約の費用）

第 12 条 この契約の締結に要する費用は、買受者の負担とする。

（生産事業者表示票の添付）

第 13 条 この契約により所得した種子を生産し、林業用苗木として販売する際は、林業種苗法第 18 条に定める生産事業者表示票を必ず添付しなければならない。

（その他の事項）

第 14 条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則及び遅延防止法によるもののほか、売払者、買受者協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、売払者、買受者記名押印のうえ各自その 1 通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

売払者　　愛媛県松山市一番町 4 丁目 4-2
愛媛県
知事

買受者

(別表 1)

1 林業用種穂壳買明細書

区分	樹種	品種	育種母樹林	数量	単価(円)	金額(円)
種子				kg		
				kg		
穂木				本		
				本		
小計						
消費税及び地方消費税の額						
合計						

※育種母樹林の欄は、採種源の指定番号を別表2から記入すること

2 引渡し期間

3 受渡場所

別表2

指定採種源一覧

指定採取源の種別：育種母樹林

①新居浜採種園

採取源指定番号	愛媛県3号	場所	新居浜市船木マタニ乙2番地3	
樹種	苗木の銘柄等	植栽年月	植栽本数	面積(ha)
スギ	第一世代精英樹	S43.3		
ヒノキ	第一世代精英樹			
クロマツ	マツノサ イセンチュウ抵抗性	H14.3 H17.3	19,080	40.82

②川内採種園（ミニチュア）

採取源指定番号	愛媛県7号	場所	東温市則之内字惠雲甲2708番	
樹種	苗木の銘柄等	植栽年月	植栽本数	面積(ha)
スギ	エリートツリー	H26.3 H27.3		
ヒノキ	特定母樹	H28.3	608	0.58

③内子採種園（ミニチュア）

採取源指定番号	愛媛県5号(アカマツ)、8号	場所	内子町五百木404番地1	
樹種	苗木の銘柄等	植栽年月	植栽本数	面積(ha)
スギ	気象害(寒害)			
スギ(穂)	気象害(寒害)	S50.3		
ヒノキ	気象害(寒害)			
アカマツ	マツノサ イセンチュウ抵抗性	S63.3 H26.3		
スギ	特定母樹	H29.3	227	
ヒノキ	エリートツリー		200	
	特定母樹	H30.3	200	

④東温採種園（ミニチュア）

採取源指定番号	愛媛県9号	場所	東温市田窪743	
樹種	苗木の銘柄等	植栽年月	植栽本数	面積(ha)
スギ	特定母樹	H30.3	100	
		H31.3	300	
		R2.3	168	
		R3.3	199	0.26

⑤御楨採種園（ミニチュア）

採取源指定番号	愛媛県10号	場所	宇和島市津島町御内372	
樹種	苗木の銘柄等	植栽年月	植栽本数	面積(ha)
スギ	花粉症対策	H30.3 H31.3	200 200	0.12

⑥林業研究センター採穂園

採取源指定番号	愛媛県6号、11号(花粉症対策)	場所	久万高原町菅生2番耕地	
樹種	苗木の銘柄等	植栽年月	植栽本数	面積(ha)
ヒノキ	第一世代精英樹	H18, H20	559	
スギ	花粉症対策(少花粉) 花粉症対策(低花粉)	H28, 29 H9, H12, H30	1191 143	1.25